

基本事件 平成25年(ネ受)第12号  
申立人 アブドゥル アジズ 外  
相手方 国 外

## 訴訟救助申立書

2013年1月31日

最高裁判所 御中

申立人ら訴訟代理人

弁護士 浅野史生

弁護士 稲森幸一

弁護士 大口昭彦

弁護士 奥村秀二

弁護士 籠橋隆明

弁護士 河村健夫

弁護士 古川美

## 言己

### 第1 申立の趣旨

上記当事者間の御庁平成25年(ネ受)第12号損害賠償請求事件について、申立人らは貧困のため訴訟費用を支出する資力なはく、かつ、勝訴の見込みがあるので、申立人らに対し、訴訟上の救助を付与されたく、本申立を行う。

### 第2 申立の理由

## 1 訴訟費用の無資力性について

(1) 別添疎明資料（甲1～10、なお甲11～15については追完する予定である）は各申立人が居住する村の村長の証明書であるが、これらの証明書の通り、申立人らは貧困状態にあり、訴訟費用を支出する能力はない。

申立人らのかかる貧困状態は、第1審・第2審における時点と何ら変わりはない。

(2) 2013年1月31日時点での日本円とインドネシアルピアの為替レートは、1円：107.22ルピアであり（甲16）、昨今の円高状況（1ドル91円台）に鑑みれば、日々の収入を農業・漁業等に頼る申立人らのような者らは、訴訟費用を負担する能力がないことは明らかである。

(3) 2001年2月に国際協力銀行から発表された「貧困プロフィール」（要約版、甲17）においても、「1999年までに、ほとんどの州で貧困の深度および重度は若干改善したものの、南スマトラの都市部・農村部および西ジャワ州の都市部は、依然として深刻な状況にある。なお、貧困の動態については、慢性的貧困層の割合は、都市部（9.2%）よりも農村部（12.5%）の方が高く、一時的貧困層の割合も、都市部（12%）よりも農村部（13%）の方が若干高い。」と指摘されているところである。

## 2 勝訴の見込みについて

(1) 第2審判決には、最高裁判所の判例等に相反する判断や法令の解釈に関する重要な事項に関する誤り、理由不備・理由齟齬などが存する。よって、第2審判決は破棄を免れず、勝訴の見込みがあるというべきである。

(2) 原判決の誤りを项目的に列挙すると、

- ① 相手方国及び基金の責任についての理由不備、理由齟齬
- ② 相手方基金の責任について国家賠償法に基づき判断したこと
- ③ 相手方東電設計の責任についての理由不備、理由齟齬
- ④ 相手方東電設計の専門家責任についての各最高裁判例違反等である。

3 以上のとおりであるから、訴訟上の救助の申立を行う次第である。

以上

### 疎明資料

甲1～10号証	証明書
甲10～15号証	追完予定
甲16号証	為替レートを示す資料（インターネットより）
甲17号証	貧困プロフィール（要約版）